

「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める意見書

近年の社会・経済構造の急激な変化は様々な課題を我が国社会に投げかけており、多様な生き方とそれを支える新たな社会システムの構築が求められている。とりわけ、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような状況の中、住みやすい地域社会を実現するため、地域の問題は地域住民自らが解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体などの様々な非営利団体が事業展開しているが、これらの一つである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営し、協同で働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けており、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決の有効な方策として大変注目されている。

しかしながら、我が国では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、協同組合として契約ができない、あるいは社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題を抱えている。

欧米各国においては、既に労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）として法制度が整備されており、就労の創出や地域の活性化、少子高齢化への対応を図るためにも、早急な法制化が求められているところである。実際、協同労働をしている団体の事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、農村レストラン、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、若者や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作るなど、多様な働き方の一つとしても期待が高まっている。

よって、国においては、今日の社会の実情を踏まえ、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合」に関する法律を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

徳島県議会議長 木 南 征 美